

社会教育関係団体のしおり

橋本市教育委員会では、市内において社会教育及び生涯学習に関する事業及び活動を行うことを主たる目的とする団体で、かつ、これから活動を始めようとする人に門戸を広げ、地域の人達とのつながりを大切にしながら活動を行う団体を社会教育関係団体として認定しています。

1. 社会教育関係団体とは

(社会教育法第10条)

法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

★社会教育に関する活動とは？

社会教育に関する活動とは、技術の習得や教養を高め、地域をより良くするために行われる学習・文化・スポーツ等の活動のことです。

また、日頃の活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど、地域に開かれた運営がされている活動でもあります。

【活動例】

- 学習活動（ワークショップ、講演会、講習会、研修会など）
- 体育・レクリエーション活動（各種スポーツ、野外活動など）
- 文化芸術活動（料理、園芸、手芸、写真、演劇、音楽、絵画など）
- ボランティア活動（子ども・高齢者に関わるボランティア、まちづくりのボランティアなど）

【成果を生かした活動例】

- ☆作品の展覧会や演奏会、発表会など
- ☆学習の成果を生かしたボランティア活動など（学校支援や公民館との協働）
- ☆習得した技術を生かして初心者等に教えるなど

このような団体は社会教育関係団体ではありません

- ★講師や指導者が代表者であったり、塾や各種教室のような講師（先生）が中心となって月謝を徴収して活動をしている団体
- ★会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体

2. 認定の要件

- (1) 社会教育に関する事業を行うことを主なる目的とする団体であること。
- (2) 公の支配に属さない団体であること。
- (3) 規約もしくは、会則を有すること。
- (4) 団体の意志を表明する代表者が定められ、また団体の組織機構が確立していること。

- (5) 経理機構を有すること。
- (6) 団体の本拠としての事務所を有すること。
- (7) 営利事業及び政治宗教活動を目的としない任意団体であること。
- (8) 団体の構成員のうち市民が概ね**10人**以上であること。

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、人数が減っている場合、要相談
(9) 団体設立後約1年以上の活動実績があること。

3. 社会教育関係団体認定申請書の記入について

- 認定番号・・・記入しないでください。
- 団体名・・・社会教育関係団体一覧表として、市内外に団体名が出ます。
正式名称を書いてください。
(「」の有無、○○○の会△△△、NPO法人等の表記 等)
- 発足日・・・できる限り調べてご記入ください。
- 会員数・・・会員数は合計数を記入してください。また会員のうち橋本市内・市外の在住者数をカッコ内に記入してください。
- 会費・・・1人当たりの**年間納入会費**を記入し、納入方法は月払・年払・その他のいづれかを○で囲んでください。その他の場合は納入方法をカッコにご記入ください。
- 入会条件・・・団体に入会するための条件をご記入ください。
- 入会の可否・・・新規で入会することが可能かどうかご記入ください。
- 活動目的・・・社会教育認定団体としてどのように社会に寄与していくかを含め、団体の活動目的を記入してください。
- 活動種別・・・団体の活動がどの分野に入るか、主たる分野を○で囲んでください。
その他の場合はカッコに分野を記入してください。
- 活動内容・・・目的を達成するためにどのような活動を行っているか、概要を記入してください。**公表します。**
- 代表者名・・・**代表者名は公表します。**
- 連絡先・・・認定後、団体への案内・配布書類は**連絡先あてに発送します**。送付書類が速やかに処理でき、教育委員会からの**連絡に対応できる所、電話番号**を記入してください。
- 役員名・・・団体によって役員数は異なりますが、会長、副会長、事務局長、会計等の主要な役員を記入してください。
- 前年度で取り組んだ主な事業内容、新年度で取り組む主な事業計画
・・・総会資料を添付する場合は、アピールしたい主なものを記入して、「その他別紙参照」としていただいて結構です。
- 添付書類・・・**前年度の収支決算書、新年度の収支予算書、会則など会の規約、会員名簿(住所は字までの記載で可)**を添付してください。
- 申請者・・・代表者のお名前を記入してください。

【注意】受付日から始まる下段の枠内は事務局の記入欄です。記入しないでください。

4. 社会教育関係団体に認定されると

- 生涯学習活動推進のため、団体名や活動内容などを市ホームページで公開します。
- 他の社会教育団体と積極的な交流、連携、協力を図ってください。また、生涯学習課が実施する交流会などへも積極的に参加してください。

○社会教育関係団体に認定されると、社会教育施設の使用料等が減額及び免除になっていましたが、令和3年10月から減免制度が改正され、新たな減免基準となっています。社会教育関係団体であるという理由での減免はありません（令和10年9月までの激変緩和措置あり）ので、ご了承願います。

【問い合わせ先】

橋本市教育委員会 生涯学習課（教育文化会館2階）
〒648-8585 橋本市東家1丁目1番1号

TEL：文 化 活 動 0736-33-6112
スポーツ活動 0736-33-3704
FAX：0736-33-2657
E-mail：syougai@city.hashimoto.lg.jp

※提出については、郵送またはメールでも可能です。
封筒もしくはメールの件名に「令和7年度橋本市社会教育関係団体認定申請について ○○○（団体名）」と明記してください。